

さくらの専用サーバサービス約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. このさくらの専用サーバサービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「さくらの専用サーバサービス」（以下、「本基本サービス」といいます。）及びそのオプションサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款であり、第1章が基本サービス約款、第2章がオプションサービス約款を構成します。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容）

1. 本基本サービスは、当社が当社データセンター内に設置したサーバ設備（以下、「当社サーバ設備」といいます。）1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応しています。

第3条（料金の支払）

1. 本サービスの料金の支払方法は、クレジットカード払いを選択することができるものとなりますが、本サービスの利用料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。
2. 本基本サービスの利用者は、本基本サービスの初期費用の支払回数として、一括払い又は分割払いを選択することができます。分割払いを選択した場合の選択可能な分割回数については、サービスサイト上に記載するものとします。

第4条（最低利用期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本基本サービスの初期費用の支払回数として分割払いを選択した場合の最低利用期間は、分割払いの最終回の支払期日の翌月末日までとします。
2. 本基本サービスの初期費用は、本基本サービスの利用料金の一部を構成します。したがって、最低利用期間内に当社が利用契約を解除した場合、基本約款における最低利用期間の利用契約の解除の規定に従い、支払済みの初期費用は返金されないものとします。

第5条（保証）

1. 本基本サービスの一部のモデルに標準として組み込まれている「Web アプリケーションファイアウォール」において、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。

- (1) Web アプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること
- (2) 最新の脅威に対処可能となるよう本機能が更新されていること
- (3) 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること
- (4) 本機能が中断なく提供され、完全に有効であること

第6条 (品質保証)

1. 当社は、本基本サービスに関し、当社がサービスサイトに定める「さくらの専用サーバ品質保証 (SLA)」に従い品質保証を行うものとします。

第2章 オプションサービス規定

第1節 回線アップグレード (以下、本節において「本オプションサービス」といいます。)

第7条 (種類の変更)

1. 本オプションサービスについては、利用開始日から3ヶ月が経過する日が属する月の翌月1日以降、その種類を変更することができるものとします。

第8条 (料金の支払期限)

1. 利用者は、本基本サービスと同時に申し込む場合を除き、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第2節 メモリアップグレード (以下、本節において「本オプションサービス」といいます。)

第9条 (料金の支払期限)

1. 利用者は、本基本サービスと同時に申し込む場合を除き、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第3節 ストレージアップグレード、内蔵ストレージアップグレード、内蔵ストレージ、内蔵ストレージオプション (以下、本節において「本オプションサービス」といいます。)

第10条 (料金の支払期限)

1. 利用者が、本基本サービスのうち当社がサービスサイトで指定するサービス (以下、「当社指定サービス」といいます。) を利用している場合、本オプションサービスの利用に関

する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。ただし、当社指定サービスの申込みと同時に本オプションサービスの申込みを行う場合はこの限りではありません。

第11条（データ移設等）

1. 利用者が本サービスで利用している当社サーバ設備（以下、「利用者サーバ設備」といいます。）上に本オプションサービスによる作業の実施前に記録されていたデータ、設定等を当該作業実施後に当該利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が行うものとします。なお、当該作業にストレージの交換が含まれる場合のOSの再インストールについても利用者が行うものとしますが、当社が別途指定するOSの場合はこの限りではありません。

第4節 ファイアウォールサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第12条（申込み）

1. 本オプションサービスは、第9節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。

第13条（保証）

1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備に対する攻撃等の脅威を防ぐことが可能であることを、いかなる意味においても何ら保証するものではありません。

第5節 Web改ざん検知サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第14条（利用条件）

1. 本オプションサービスの利用条件については、サービスサイトに定めるものとします。

第15条（契約）

1. 利用者は、株式会社日立システムズが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GRED Web 改ざんチェック』の利用規約」を遵守するものとします。

第6節 IPアドレス追加（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第16条（設定）

1. 本オプションサービスにより利用者に割り当てられたIPアドレスに関する利用者サー

バ設備上での設定等は、利用者が自己の費用と責任において行うものとします。

第7節 OS再インストール（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第17条（作業）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、サービスサイトに定める提供 OS から再インストールを行う OS を選択するものとします。当社は、本オプションサービスの対象となる利用者サーバ設備（以下、本節において「対象利用者サーバ設備」といいます。）のハードディスクを初期化の上、利用者が本オプションサービスを申し込んだ時点での当社が提供可能とする最新のバージョンの当該 OS を、当該ハードディスクにインストールするものとします。
2. 前項の初期化作業実施前に対象利用者サーバ設備上に記録されていたデータ、設定等を前項の OS のインストール後の対象利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が自己の費用と責任で行うものとします。

第18条（保証）

1. 当社は、作業実施以前に対象利用者サーバ設備上で稼動していたプログラム、ソフトウェア等が前条の OS インストール後の当該対象利用者サーバ設備においても正常に稼動することをいかなる意味においても何ら保証するものではありません。

第8節 コンソール作業（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第19条（サービス）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、当社所定の様式による作業依頼書に必要事項を記入して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に従って、作業を実施するものとします。ただし、利用者の作業依頼内容について当社が実施困難であると判断した場合、その申込みを拒否する場合があります。

第20条（保証）

1. 本オプションサービスは、障害原因の特定及び障害の復旧の実現をいかなる意味でも何ら保証するものではありません。
2. 本オプションサービスにおいて実施された作業により利用者に損害等が発生した場合であっても、当社はその理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第9節 専用グローバルネットワーク（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第21条（サービス）

1. 本オプションサービスは、VLAN (Virtual Local Area Network) を用い、インターネット側回線に利用者専用セグメントを構築し、利用者に利用させるものです。
2. 専用セグメントは、利用者自身で管理するものとします。

第10節 ロードバランサーサービス (以下、本節において「本オプションサービス」といいます。)

第22条 (申込み)

1. 本オプションサービスは、第9節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。

第23条 (保証)

1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備が過負荷による品質の低下を避けられること及び稼働不能状態とならないことを保証するものではありません。

第11節 ネームサーバサービス (以下、本節において「本オプションサービス」といいます。)

第24条 (設定)

1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。
2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとし、当該ゾーン編集画面による機能に無い設定等を行えないものとします。
3. 利用者は、本オプションサービスの解約又は本オプションサービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本オプションサービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除及び本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除及び当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。

第12節 ハイブリッド接続 (以下、本節において「本オプションサービス」といいます。)

第25条 (申込み)

1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのVPSサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」及び「リモートハウ

ジングサービス」（以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます。）の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができます。

第26条（料金の支払）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 利用者は、本オプションサービスの料金の支払方法を、当社が規定するものの中から、改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウドサービス」を除きます。）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。

第27条（解約）

1. 利用者の本オプション適用サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、2023年9月19日から適用されたさくらの専用サーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2024年10月22日より適用されます。